

政策金融機関の現状と 政策金融に関する昨今・今後の取組について

令和7年1月

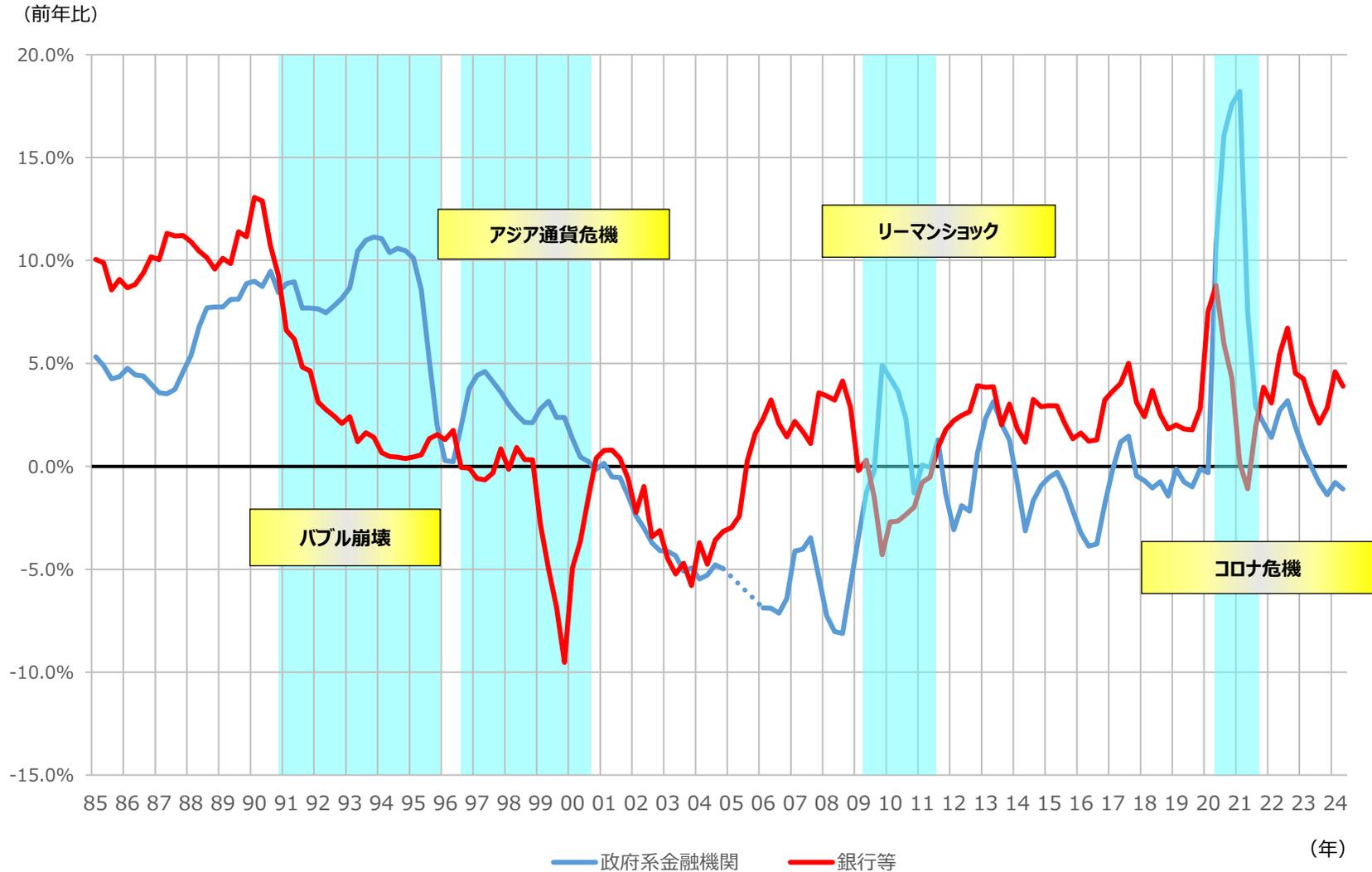
財務省大臣官房政策金融課

目次

1. 融資の状況等
2. 民間金融機関との連携に向けた取組
3. 令和6年度の総合経済対策、官民金融機関への要請
4. コロナ資金繰り支援のその後
5. 令和6年能登半島地震・大雨における政策金融の対応

1. 融資の状況等

政策金融機関と民間金融機関の貸出の伸び率



(出所) 日本銀行「資金循環統計」

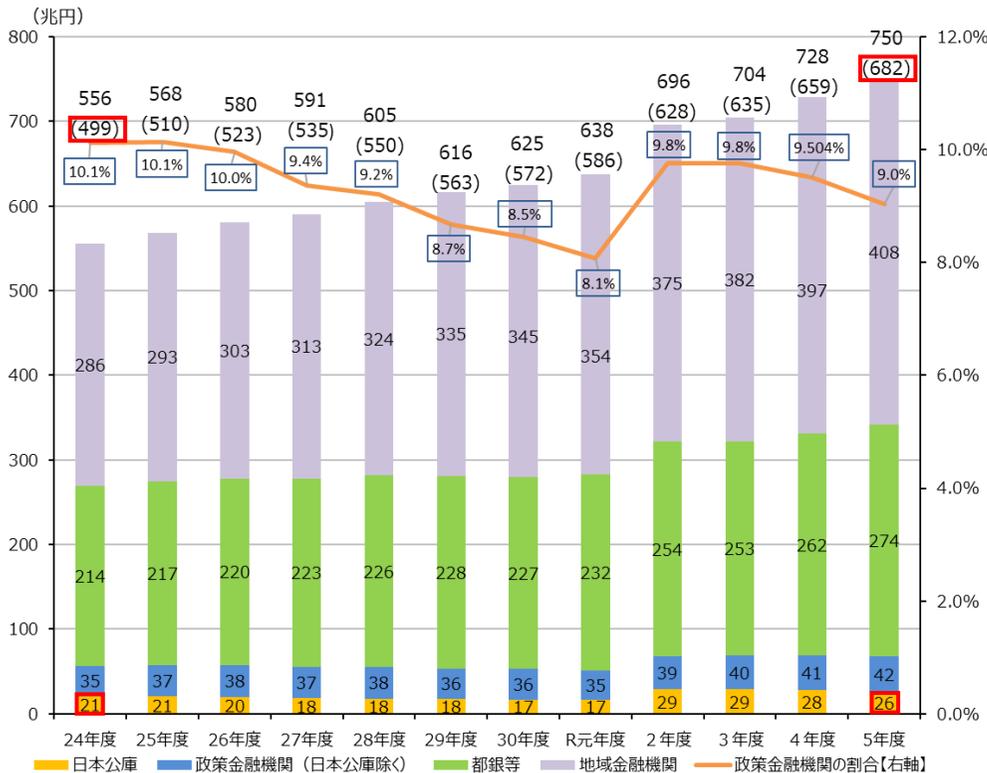
(注1) 1998年以前は、68 S N Aに準拠。1999年～2004年は93 S N Aに準拠。2005年以降は、08 S N Aに準拠。1999年以降は、住宅ローンを含む。2005年以降は、公的専属機関を除く。

(注2) 2005年は統計改定に伴い、旧公営企業金融公庫が除かれること等による統計の断絶が生じているため点線で表示。

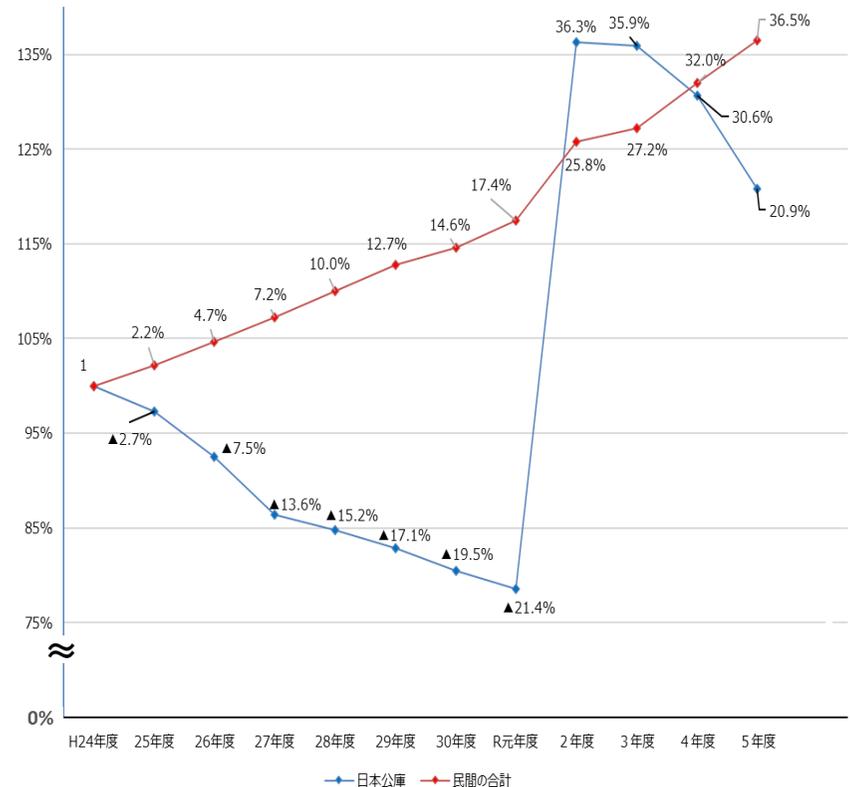
政策金融機関及び民間金融機関の貸出金残高（推移）

民間金融機関及び日本政策金融公庫の貸出金残高は、平成24年度から令和5年度で、各々499兆円→682兆円（36.5%増）、21兆円→26兆円（20.9%増）と推移。

＜政策金融機関及び民間金融機関の貸出金残高（推移）＞



＜日本公庫と民間金融機関の伸び率（対24年度比）＞



(注1) 都銀等は、全国の銀行から地銀、第二地銀を除いたもの。地域金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組。政策金融機関は、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫。

(注2) 国際協力銀行は、平成24年4月に設立されたが、平成24年度末の計数についても、国際協力銀行業務は日本政策金融公庫から除き、その他の政策金融機関に計上している。

(注3) 日本公庫は、危機対応等円滑化業務を含むことから、指定金融機関である政投銀及び商工中金との間で当該業務について重複がある。

(注4) () は、都銀等と地域金融機関の貸出金残高それぞれについて四捨五入したものの合計。

(出所) 各機関HP、全国銀行協会、全国地方銀行協会、全国第二地方銀行協会、信金中金 地域・中小企業研究所、全国信用組合連合会

2. 民間金融機関との連携に向けた取組

日本政策金融公庫の民間金融機関との連携①

- 日本公庫では、94%の金融機関と業務提携・協力に係る覚書を締結済。
- 令和5年度の協調融資実績は約1.2兆円であり、コロナ前と同水準の実績となっている。

○業務提携・協力にかかる覚書締結状況（令和6年3月末時点）

| | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二 地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 小計 | その他 | 合計 |
|------------|------|------|------------|------|------|-----|-----|-----|
| 覚書締結機関数 | 4 | 60 | 36 | 249 | 84 | 433 | 54 | 487 |
| (参考) | | | | | | | | |
| 全機関数 | 4 | 62 | 37 | 254 | 102 | 459 | — | — |
| 業態別締結割合(%) | 100 | 97 | 97 | 98 | 82 | 94 | — | — |

(注) 信用組合の全金融機関数は、業域信用組合及び職域信用組合を除く。

○協調融資実績（令和5年度）

(単位：件・億円)

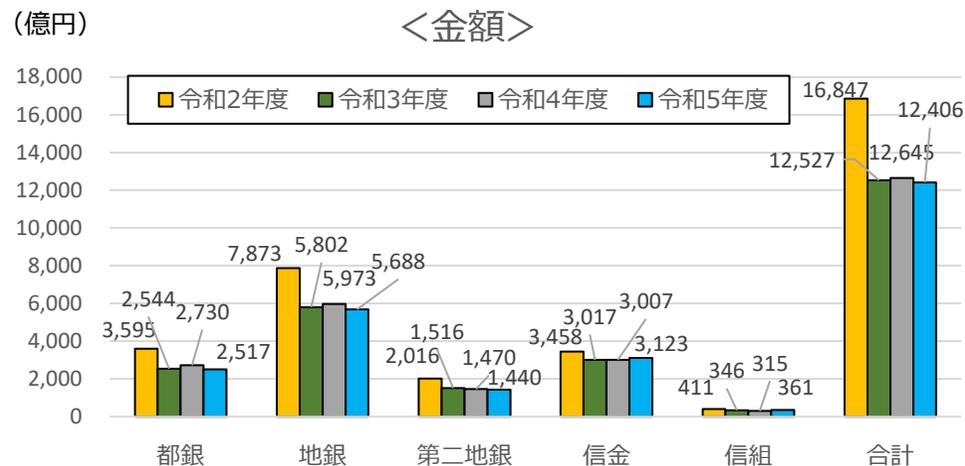
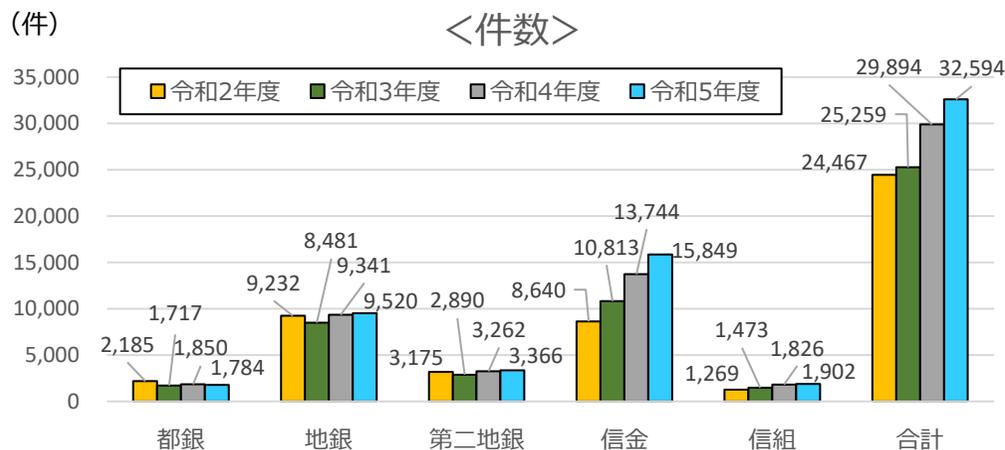
| | | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二 地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | その他 | 合計 | 対前年同月 比(%) |
|----|------------|-------|-------|------------|--------|-------|-----|--------|---------------|
| 全体 | 件数 | 1,784 | 9,520 | 3,366 | 15,849 | 1,902 | 839 | 32,594 | 109 |
| | 金額 (億円) | 2,517 | 5,688 | 1,440 | 3,123 | 361 | 713 | 12,406 | 98 |

(注) 複数の民間金融機関と協調融資を行っている場合、内訳として表示している件数・金額については、それぞれの金融機関ごとに計上しているため、合計とは一致しない。

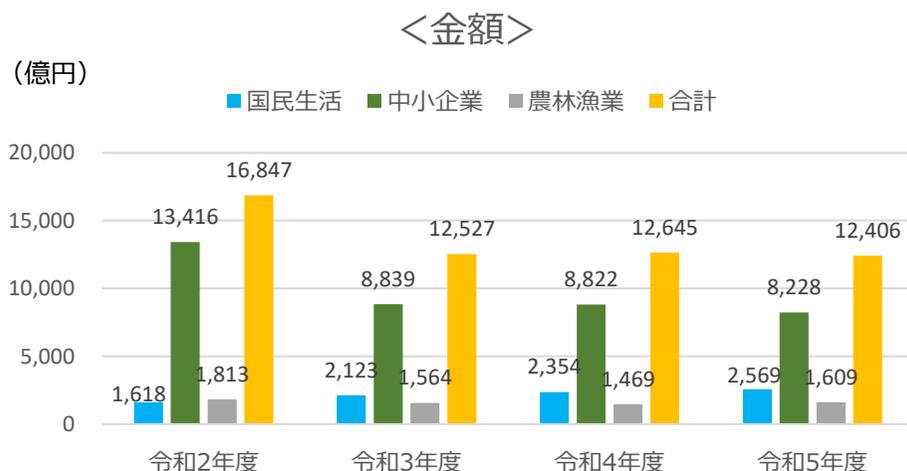
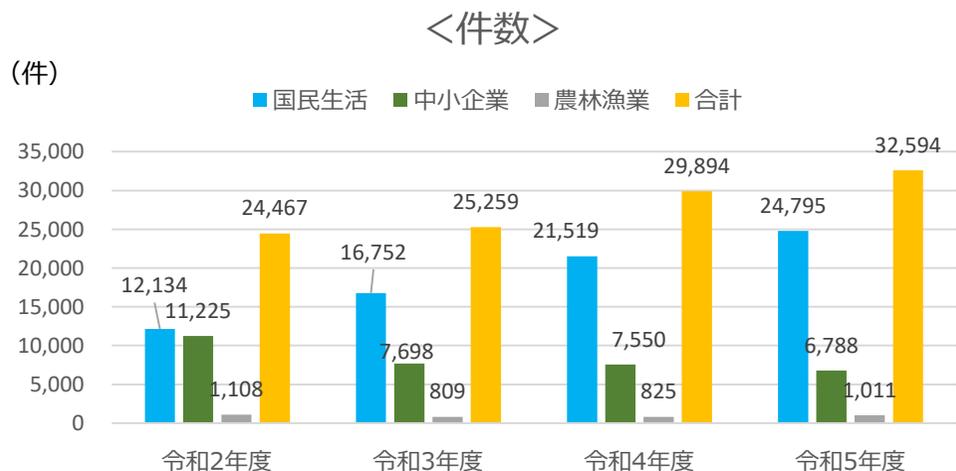
(参考) 沖縄公庫の民間金融機関との協調融資の実績：166件、280億円（令和5年度）

日本政策金融公庫の民間金融機関との連携②

○協調融資の機関別実績

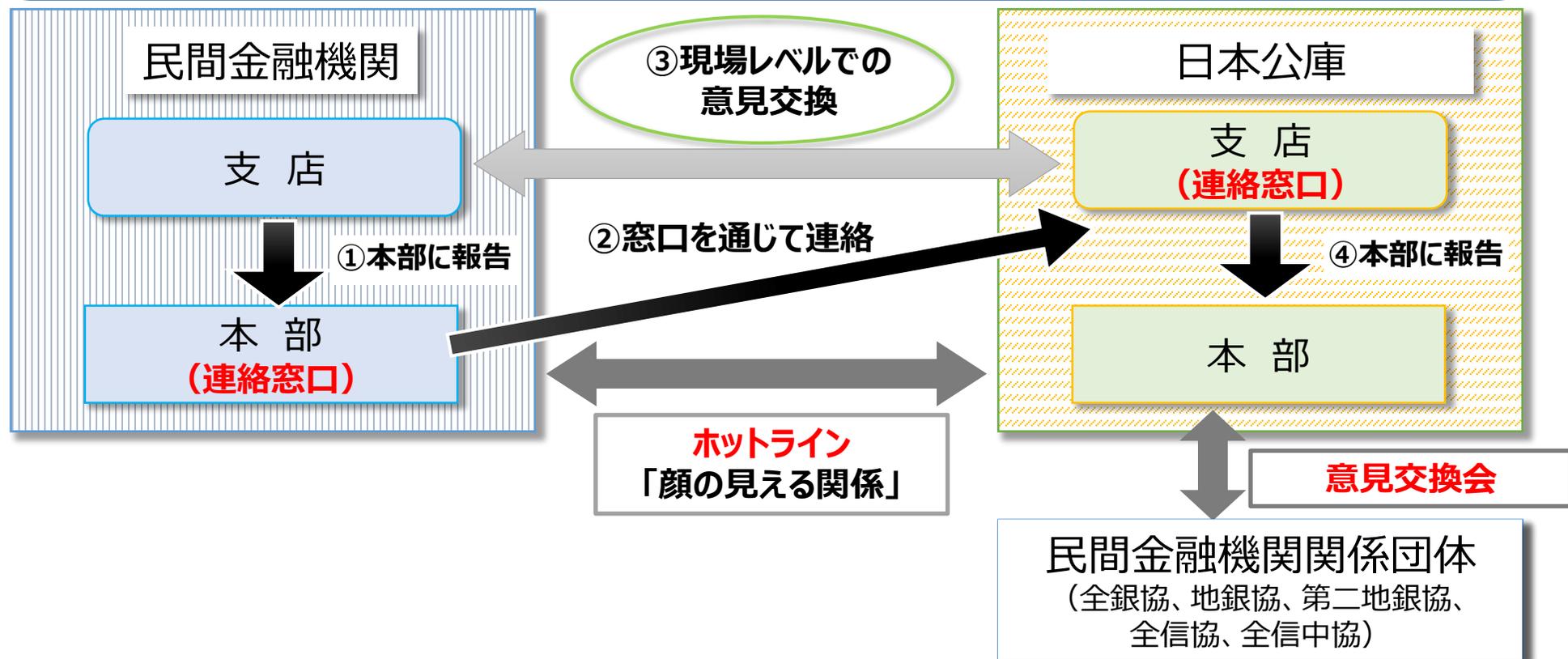


○協調融資の事業別実績推移



日本政策金融公庫における民間金融機関との連携・協調のための対話の促進

- 現場レベル（支店）でのコミュニケーションの充実を図る目的で、平成27年3月以降、政府系金融機関（日本公庫、沖縄公庫、商工中金）と民間金融機関との間に、「連絡窓口」を設置。
 - 日本公庫では、平成30年度以降、お客さま紹介による協調融資の推進、現場レベルに加え役員レベルで「顔の見える関係（ホットライン）」を構築、民間金融機関関係団体（5団体）との意見交換会の開催等の取組みを実施している。
- ↓
- これらの重層的な対話を促進することで、更なる連携・協調に向けた取組による民業補完を進め、地域経済の活性化を図る。



日本政策投資銀行における民間金融機関との協調の徹底

- 平成27年5月の日本政策投資銀行法の改正を受け、民間金融機関との協調の徹底のため、外部の有識者による助言機関として設置していた「アドバイザリー・ボード」を取締役会の諮問機関へと変更し、適正な競争関係の確保を諮問事項として追加。
- あわせて、民間金融機関との定期的な意見交換会を実施（全銀協、地銀協、第二地銀協とすでに合計57回実施（令和6年11月末まで））。
- 民間金融機関との意見交換の結果をアドバイザリー・ボード、モニタリング・ボードに報告し、適正な競争関係確保の状況等について評価頂いた上で、結果を業務運営に反映させるという仕組みを構築。

業務運営（事業計画・事業報告書等）へ反映

議論を反映

アドバイザリー・ボード

- DBJ業務全般の適正な競争関係確保の状況等を評価
- 原則年2回を想定

| | |
|------|--------------------------|
| 秋池玲子 | ポストン・コンサルティング・グループ日本共同代表 |
| 秋野哲也 | 常陽銀行取締役頭取（代表取締役） |
| 井手博 | IHI代表取締役社長 最高経営責任者 |
| 國部毅 | SMFG取締役会長 |
| 齋木尚子 | 外務省参与 |
| 進藤孝生 | 日本製鉄相談役 |
| 原田一之 | 京浜急行電鉄取締役会長（代表取締役） |

特定投資業務モニタリング・ボード

- 特定投資業務の適正な実施を評価
- 原則年2回を想定

| | |
|------|----------------------|
| 秋野哲也 | 常陽銀行取締役頭取（代表取締役） |
| 遠藤信博 | 日本電気特別顧問 |
| 國部毅 | SMFG取締役会長 |
| 田代桂子 | 大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長 |
| 辻松雄 | 全国銀行協会副会長兼専務理事 |
| 津曲貞利 | 日本ガス代表取締役社長 |

議論を反映

定期意見交換会 など（それぞれ年2回程度を想定）

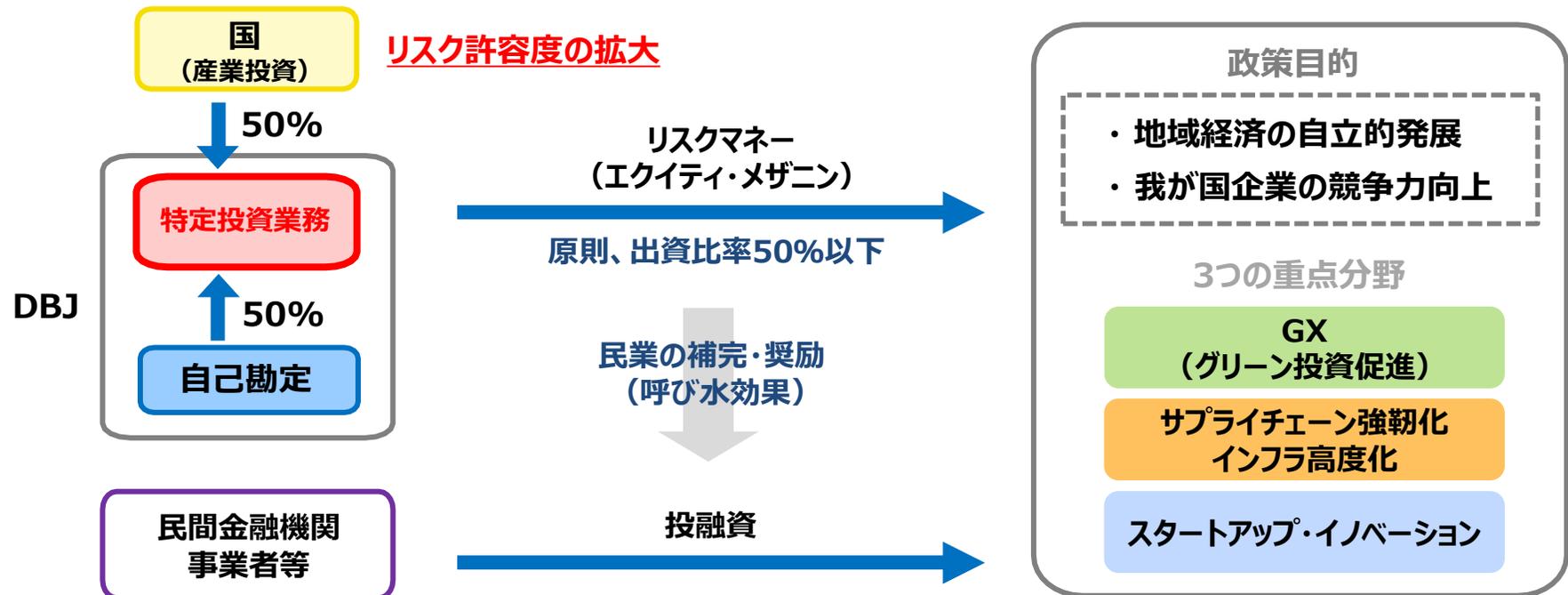
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間の定期意見交換会
- 地域金融機関との個別の意見交換

議論を反映

議論を反映

日本政策投資銀行の特定投資業務について

- **DBJの特定投資業務は、地域活性化又は我が国企業の競争力向上の観点から、民間による投融資を誘発する形で、時限的・集中的にリスクマネー（エクイティ・メザニンといった資本性資金）を供給する業務。**財源の半分を国が負担することでリスク許容度を高めている
(注) メザニン資金とは、資本であるエクイティと負債であるシニアデットの間に位置する優先株や劣後ローン等を指す
- 2015年6月に特定投資業務が創設された際、投資決定期限は2020年度末とされていたところ、2020年のDBJ法改正により同期限が5年延長され、現在の**投資決定期限は2025年度末**



「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」とりまとめ概要

我が国経済と成長資金市場の概観

- 急激な少子高齢化や技術変革等の大きな変化の中、我が国は「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に向けて重要な岐路に立つ。今後、官民を挙げて国内投資を促進する上で、従来に増してリスクマネー供給が極めて重要
- VCやPEファンドによるリスクマネー供給は足元の10年で大きく増加したが、諸外国と比べると未だ小規模。そうした中、GXやディープテック等の新たな投資分野・主要産業の国内回帰等において、資金需要が伸びており、供給が追い付いていない

新たな投資分野への対応

- GX（水素・アンモニア等）やディープテック分野（AI、量子コンピューター、宇宙等）は、研究開発や設備投資に大規模な資金が必要
- また、新技術の開発や社会実装に長期間を要することから、投資回収が長期化し、10年程度となる傾向
- こうした投資分野は、事業性評価が困難なことや、その資金規模や市場形成時期の不確実性が高いことから、十分なリスクマネーが供給されているとは言えない状況

地域活性化への対応

- 地域では、地域産業の活性化や持続可能な社会基盤整備といった従来の需要に加え、今後、GX関連のインフラ投資等で新たな需要が見込まれる
- 地域案件は、事業規模が相対的に小さく、投資回収も長期に渡る中、大手金融機関等は資本コストの制約等から手が出しづらく、リスクマネー供給の担い手が不足
- また、地域金融機関ではエクイティやメザニンに係るノウハウ、投資人材不足が課題

特定投資業務の評価と今後の在り方

- 特定投資業務は、民間金融機関等とも適切に連携・協働しており、政策課題に即した形で着実に実績を積み上げ（令和6年9月末までに236件・1兆2,831億円の投融資を決定、累積損益は664億円の黒字）
- 民業圧迫の声は特段聞かれず。リスクマネー供給がまだまだ不足している中、GX・ディープテック・サプライチェーンといった分野は民間だけではリスクを取りづらく、地域では担い手やノウハウ不足といった課題を抱えており、引き続き、特定投資業務の継続を期待するとの声。他方、地域金融機関との連携・協働も進んでいるが、地域への浸透は未だ道半ばとの指摘あり
- 以上を踏まえ、特定投資業務の投資決定期限を5年間延長することが適当。また、新たな投資分野等において、投資回収期間が10年程度まで長期化していることを踏まえ、業務完了期限を10年間延長することが適当
- 地域のエコシステム形成にむけて、特定投資業務の地域への浸透を一層強化すべく、地域金融機関・自治体との連携や情報発信の更なる強化等、運用面を改善し、地域支援強化に係る業務の枠組を整備することが望ましい

(参考) 「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」の開催について

- 今般、特定投資業務の投資決定期限が2025年度末に到来する中、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（令和2年5月22日法律第29号）附則を踏まえ、日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方について検討するため、「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」を開催。

メンバー名簿（50音順・敬称略）

| | |
|-------|------------------------------------|
| 有吉尚哉 | 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 神作裕之 | 学習院大学法学部 教授 |
| 武田洋子 | (株)三菱総合研究所 執行役員兼研究理事、 シンクタンク部門長 |
| 津曲貞利 | 鹿児島経済同友会 特別幹事 日本ガス(株) 代表取締役社長 |
| 丸田健太郎 | 有限責任あずさ監査法人 常務執行理事 |
| 家森信善 | 神戸大学経済経営研究所 教授 |

オブザーバー

金融庁

事務局

財務省 大臣官房 政策金融課

ヒアリング先

全国銀行協会、全国地方銀行協会、
日本プライベート・エクイティ協会、
日本ベンチャーキャピタル協会等

(参考) 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(令和2年5月22日法律第29号)附則(抄)

(特定投資業務に関する検討)

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行(以下この項において「会社」という。)による特定投資業務(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の12第2項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(参考) 「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」の開催実績

第1回 10月17日(木)

- 事務局説明
- 日本政策投資銀行説明
- 特定投資業務モニタリング・ボード議長からのヒアリング
(三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 國部毅 氏)

第2回 10月22日(火)

- 関係者からのヒアリング
全国銀行協会 企画委員長 (三井住友銀行 常務執行役員) 安地和之 氏
日本ベンチャーキャピタル協会 会長 (東京大学エッジキャピタルパートナーズ 社長) 郷治友孝 氏
インキュベイトファンド 代表パートナー 赤浦徹 氏
出光興産 上席執行役員経営企画部長 石田真太郎 氏

第3回 11月5日(火)

- 関係者からのヒアリング
全国地方銀行協会 (常陽銀行 取締役常務執行役員) 小野利彦 氏
日本プライベート・エクイティ協会 会長 (アント・キャピタル・パートナーズ 社長) 飯沼良介 氏
相川車座 代表取締役社長 雨宮隆三 氏

第4回 11月19日(火)

- とりまとめ報告書案

特定投資業務を通じた地域の自立的発展に向けた取り組み

- 2023年度末までの地域活性化案件に関する決定実績は、**57件1,271億円**
- 地域金融機関との共同ファンドに関する決定実績は**18ファンド創設**し、ファンドからの地域活性化案件は**84件202億円**
- 新分野にも果敢に挑戦し、**地域の人口減少**や**産業衰退**などの**課題解決**、及び**持続可能な地域への発展**に貢献。

地域産業活性化支援

- 特色ある地域産業の活性化
- 地域企業の海外展開を含む成長戦略の追求

→事例① ファームノートホールディングス (北海道)

酪農・畜産DXプロダクトの開発等を行う当社の更なるプロダクトの開発、拡販を支援

→事例② アスター (秋田)

革新的な新型モーター (アスターモーター) を開発した当社の設備増強や研究開発を支援。

交流人口拡大支援

- 定住人口減少・インバウンド回復に対し、地域固有の魅力を活かし、交流人口拡大を通じた域内消費の拡大や賑わいを創出。

→事例① 相川車座 (新潟)

古民家再生を軸とした分散型ホテル・エリア開発を通じた観光事業活性化の支援

→事例② 四国まちづくり&おもてなしプランニング (香川)

マンダリン・オリエンタル・ホテルグループの香川への進出 (日本橋に続く国内2軒目) を通じた地域のインバウンド誘客の支援

持続可能な基盤整備支援

- 地域の持続的な発展に必要となる社会基盤の整備

→事例① 岡山物流 (岡山)

中四国地方の拠点物流センター建設を通じて、西日本地域の物流インフラの高度化・強靱化に寄与。

→事例② ハイレゾ香川 (香川)

香川県におけるデジタル生成AI向けGPU専用データセンター開発を通じ、AI開発の促進及び地方雇用創出に寄与



地域金融機関等と協働した地域活性化

→地域金融機関の取引先を中心に、地域企業や地場産業の成長や地域活性化等に資する取組に対するリスクマネー供給を目的として、地域金融機関との間で**共同ファンド**を設立。

地域金融機関向けの勉強会や地域トランジションに係るレポート策定等、**情報提供**や**ノウハウ共有**等も数多く実施する他、人材交流等により連携を加速

3. 令和6年度の総合経済対策、 官民金融機関への要請

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定） （資金繰り支援部分抜粋）

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

1. 賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～

（5）中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

中小企業の資金調達の円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。
（略）成長する中小企業に対しても、資本金劣後ローンの利用を促進する。

（施策例）日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現 ～将来の賃金・所得の増加に向けて～

（1）潜在成長率を高める国内投資の拡大

① 科学技術の振興及びイノベーションの促進

（施策例）（株）日本政策投資銀行による成長力に資する国内投資促進のための更なるリスクマネー供給強化（特定投資業務の拡充）（財務省）

④ G Xの推進

（施策例）（株）日本政策投資銀行による「成長力に資する国内投資促進・地方創生の取組支援等」のための資金供給（財務省）

（2）イノベーションを牽引するスタートアップへの支援

（施策例）（株）日本政策投資銀行による成長力に資する国内投資促進のための更なるリスクマネー供給強化（特定投資業務の拡充）（財務省）＜再掲＞

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（抜粋） （令和6年11月28日）

- 令和6年11月28日、政府より、官民金融機関等に対して、事業者の実情に応じた資金繰り支援等に係る要請文を発出。以下、日本公庫関連のものを抜粋。

1. 資金繰り支援

- ・ 融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、**事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応**すること。
- ・ 日本政策金融公庫等においては、**令和7年3月末まで延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の活用を促進**すること。

2. 条件変更、借換え

- ・ 日本政策金融公庫等においては、事業者の実情に応じて「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（本年12月末で申込終了）についてその用途の多くが借換であることを踏まえて新たに措置する予定の**「危機対応後経営安定貸付」を活用しつつ、その返済負担軽減を図ること**。

3. 自然災害の被災者等への支援

- ・ 日本政策金融公庫等においては、災害等の影響を受けた事業者の資金繰り支援に際しては、**「令和6年能登半島地震特別貸付」（本年9月の「低気圧と前線による大雨に伴う災害」による追加被害を被った事業者の資金繰り支援にも活用可能）を活用しつつ、引き続き、その資金繰りに重大な支障が生じないよう、また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題の解消**に資するよう、事業者に寄り添ったきめ細かい対応に努めること。

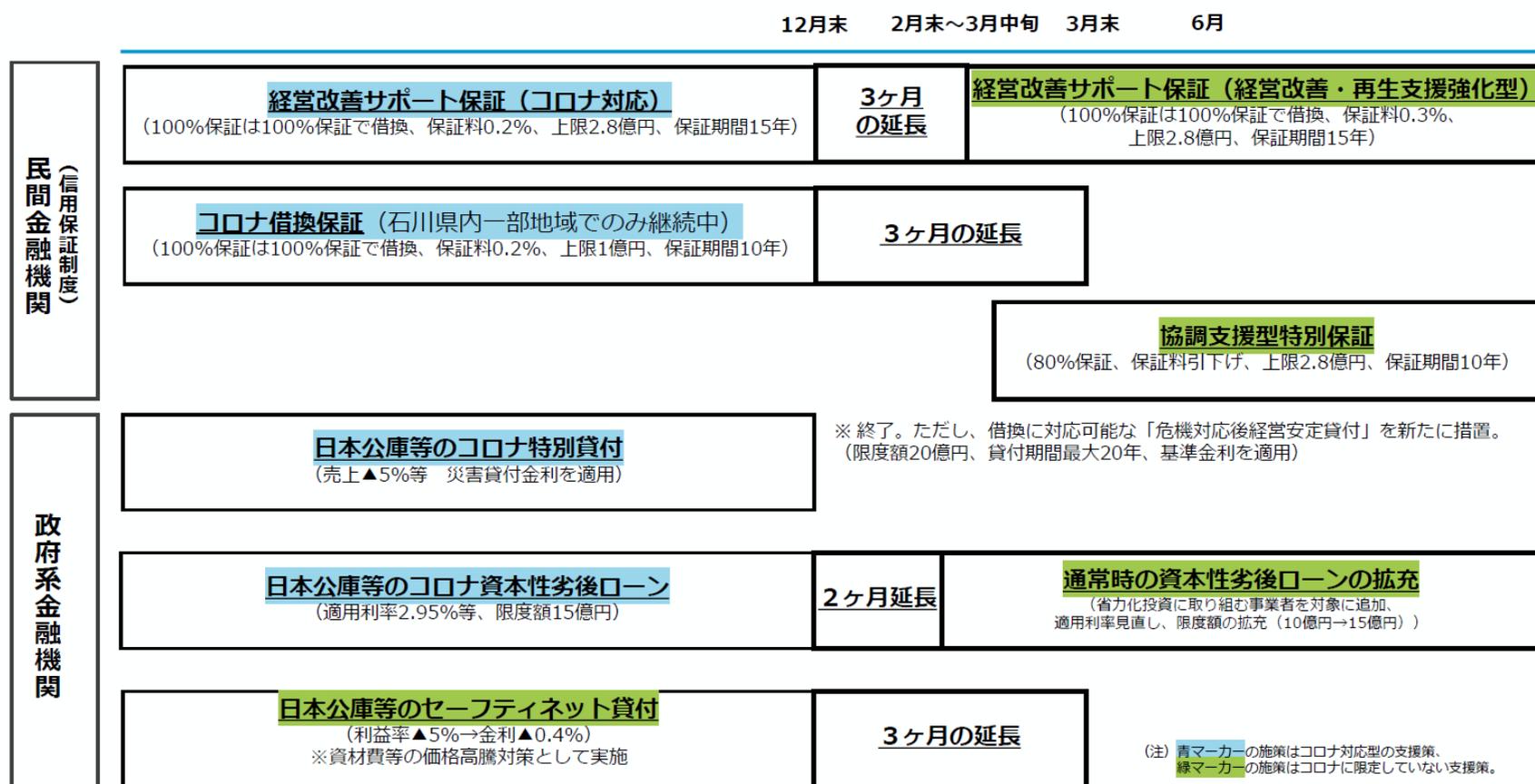
4. 経営支援

- ・ 日本政策金融公庫等によるコロナ資本金劣後ローンの取扱い終了後（令和7年2月末）、通常の資本金劣後ローンについて、**成長資金を必要とする事業者を対象に追加する等の見直しを行う予定**であり、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すだけでなく、**構造的な賃上げの実現に向けて省力化投資等に挑戦する事業者に対しての成長支援の手段として、積極的にその活用を検討**すること。あわせて、協調融資商品の組成拡大等に努めること。
- ・ 日本政策金融公庫等においては、**賃上げ貸付利率特例制度により、従業員の賃上げに取り組もうとする事業者の金利負担を軽減**することにより、その賃上げの継続を支援すること。

4. コロナ資金繰り支援のその後

令和7年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

- コロナの影響により業況が悪化した中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫等によるコロナ特別貸付やコロナ資本性劣後ローンが運用されていたが、足元の状況を踏まえ**コロナ特別貸付は令和6年12月末で終了、コロナ資本性劣後ローンは令和7年2月末で終了を予定**している。
- 後継制度として、コロナ特別貸付の借換制度として「**危機対応後経営安定貸付**」の創設や、**通常資本性劣後ローンの拡充**を予定している。



(注) 青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

5. 令和6年能登半島地震・大雨における 政策金融の対応

能登半島地震特別貸付の概要

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業者の再建復興を図るため、これら中小企業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする貸付制度。被災した中小企業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図る。
- 令和6年9月に発生した能登地域における豪雨災害の被害者についても、特別貸付の対象に追加。

| | | | |
|----------------|--|-----------------------------------|--|
| 貸付対象 | 直接被害者 (災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県に事業所があり、震災等により直接の被害を受けた事業者) | 間接被害者 (直接被害者と取引のある事業者) | 風評被害等を受けている事業者等 (社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある事業者であって、中長期的に業況の回復が見込まれる事業者など) |
| 融資限度額 | 【国民】6,000万円 (上乘せ) 【中小】3億円 (別枠) | 【国民】6,000万円 (上乘せ) 【中小】3億円 (別枠) | 【国民】4,800万円 (別枠) 【中小】7億2,000万円 (別枠) |
| 融資期間 | 【設備資金】20年以内 (うち据置期間5年以内) 【運転資金】15年以内 (うち据置期間5年以内) | | |
| 金利 (注1) | 【国民】 当初3年間基準金利 (災害) ▲0.9%、 4年目以降基準金利 (災害) ▲0.5% ※被害証明書等の提出が必要 | 【国民】 基準金利 (災害) | 【国民】 基準金利 (一般) |
| | 【中小】 当初3年間基準金利 (災害) ▲0.9%、 4年目以降基準金利 (災害) ▲0.5% ※被害証明書等の提出が必要 | 【中小】 基準金利 (災害) | 【中小】 基準金利 (一般) |

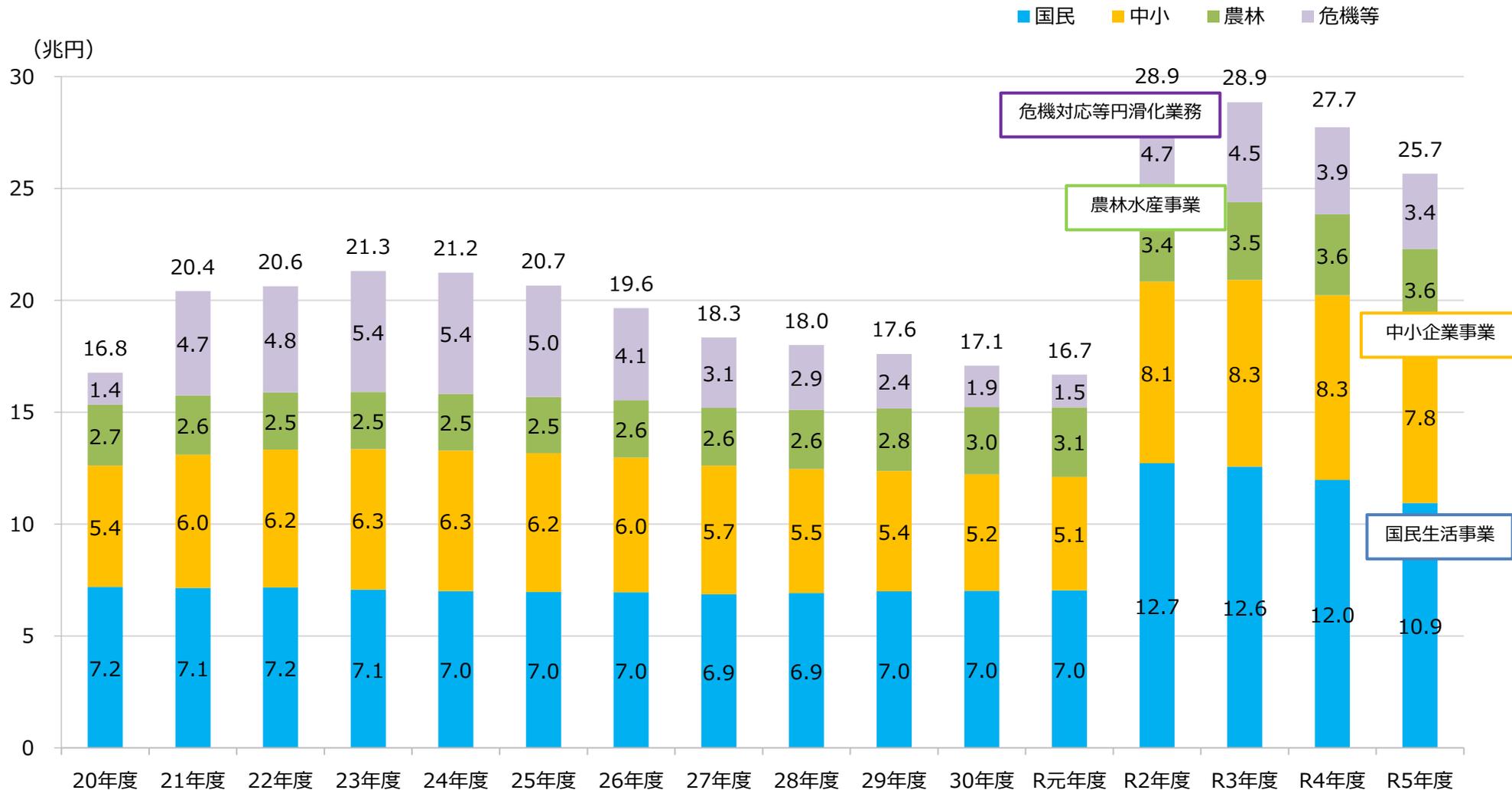
令和7年1月6日現在の基準金利 【中小企業事業】1.65% 【国民生活事業】(災害) 1.65%、(一般) 2.30%

(注) ▲0.9%の金利低減は【国民】3,000万円【中小】1億円を限度とする。限度額以上は▲0.5%。

參考資料

政策金融機関の貸出金残高の推移①（日本政策金融公庫）

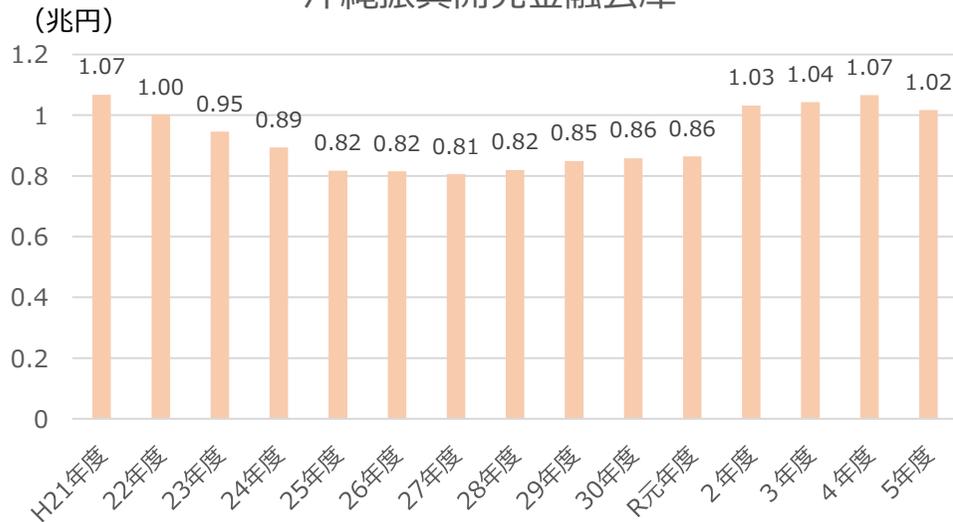
事業別貸出残高推移



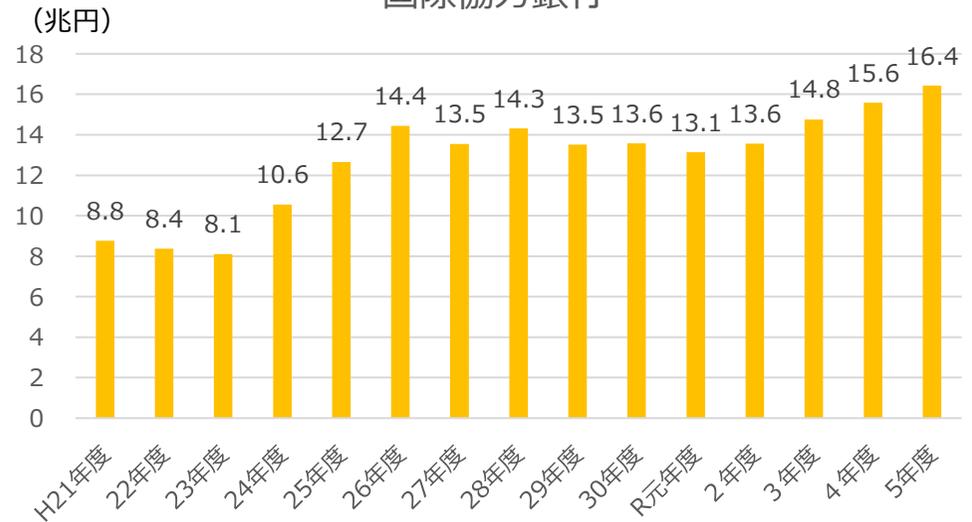
(注) 国際協力銀行（平成23年度まで日本政策金融公庫の一部）の貸出を除く。

政策金融機関の貸出金残高の推移②

沖縄振興開発金融公庫



国際協力銀行



(注) 平成23年度までは日本政策金融公庫の一部。

日本政策投資銀行



商工組合中央金庫

